

令和元年 9 月

お客さま各位

## 消費税率引上げに伴う各種手数料改定のお知らせ

令和元年 10 月 1 日より、消費税(地方消費税含む)の税率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、令和元年 10 月 1 日より提供する弊行の商品・サービス等の各種手数料につきましては、新税率 10%が適用されます。

誠に恐れ入りますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 〈改定内容について〉

#### 1. 改定日

令和元年 10 月 1 日(火)

※改定日以前にお取引をお申込みいただいた場合でも、役務の完了日が改定日以降になる場合は、原則として新税率 10%が適用されます。(商品・サービスにより、新消費税の適用日が異なることがあります)

#### 2. 改定後の手数料について

今回の手数料改定は、増税分を手数料に反映させていただくものであり、税抜手数料の値上げをするものではありません。

##### 〈手数料計算方法〉

令和元年 9 月 30 日まで	現行消費税率(8%)	各種手数料(税抜)	×	1.08
令和元年 10 月 1 日から	新消費税率(10%)	各種手数料(税抜)	×	1.10

◆令和元年 8 月末現在の情報を基に作成しております。今後の税制改正等により内容が変更される場合があります。税制改正に関する最新情報や詳細につきましては、国税庁ホームページ等でご確認いただきますようお願いいたします。